

自由と人権 通信



liberty & human rights NEWS

「自由と人権」HP

NO.52 (2025.2.13)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 志樹逸馬「生きるということ」・島比呂志「病友よ祈ろう」／『いのちの芽』に寄せて P1～2
- ② 瀬木比呂志著「絶望の裁判所」を読む P3～6
- ③ コラム「天災と人災」(小倉志郎) P6
- ④ 「学校を考える」に参加して P7～10
- ⑤ 「第三者委員会」・案内 P10



ご自由に
お持ちください

志樹逸馬

一九一六年東北の地で教育家を父として生る。一九三〇年、十四才の時長島愛生園に人園。一九四五年迄養鶏を職業とする。一九四二年結婚。作品は一九三五年頃から「詩人時代」「詩と歌謡」「児童文学」等に発表。一九五一年、小野十三郎、永瀬清子、藤本浩一の三詩人による詩人賞を受けた。自記に「二十才代の頃はタゴール、ゲーテの詩を愛読し、ロシア文学書を愛読した。戦後、聖書を愛読している。趣味は草花作り」としている。「小島に生きる」「緑の岩礁」に作品が収録されている。

生かすということ

私の手は曲っている。しかし掴まねばならない。歯が抜けている。だが噛まねばならない。眼球を失っても 見ねばならず、足を失っても歩かねばならない。

人間が生きているという、根源的な世界にさかのぼって追求するとき、ここはもはや健康者であると病者であるとを問わず、皆おなじ欲求をともなった問題であるように私は考える。

例えば誰がどのようにしてそそぎ、誰がどのようにして呑む水であっても、その人を生かす水の力、水そのものの本質の味には変りがないように……

その人間の生命感をとらえる、個人ー私というものについては皆平等だ。

肉体のみにくく汚れ 衣食住を扶養せられているそれが、唯黒い存在で……

より健康な広い世界へ、少しもなじまない、つながらない、均しい生きる力として、ひかりを発揮しえないものならば、それはむしろ死んだ方がましである。

だが、私はこの一杯の水の味のほどに、生きること信賴する。この呼吸をもって初めて私も地上に在る。横へも縦へもより深く掘り下げて生きようとの希いに励まされることかできる。

あなたも生きているように私も生きる。

私も生きるようにあなたも生きる。

一つの生命をみつめる。

今日の努力を生むこの痛みこそ、私の生活を助けこの癩の社会にも激しい愛情を感じる。

島比呂志

一九一八年香川県の農家に生る。一九三二年頃東京に遊学。一九三七年頃、満州某の研究所に勤務。東京の某専門学校で生物化学の講座を担当したこともある。一九四八年大島青松園に人園したが翌年星塚敬愛園に移る。サルトルやカミュのものを愛読。

病友よ祈ろう

病友よ

いままた

砲弾の音がして来る

かつての日

糠や砂まじりの澱粉をすすって

指のない手にシャベルをしばり

よろめきながら壕を掘ったことを

忘れはしまい

空襲警報のサイレンが鳴りひびくとき

白衣の天使は逃げ

手足のない重病者や

死にかけた内科患者が

血みどろになって

はえずり廻ったことを忘れまい

病友よ

ぼくたちに

戦果を並べたてたのは誰か

指のない手にまで

竹槍を持たせたのは誰か

いまこそ

静かに考えてみよう

病友よ

かつての日に聞いた

戦慄すべき戦争の足音が

また癩院の近くにまで近づいている

病友よ

ともに

叫ぼう

日本よ武器を捨てよ！

武器をもって立つものは

武器をもって倒れるのだ！

日本よ無抵抗の中立に立て！

病友よ

愛すべき祖国のために

ともに叫び

ともに祈ろう

『いのちの芽』に寄せて

2023年の2月から5月まで国立ハンセン病資料館で『いのちの芽』の詩人たち」という企画展が開かれた。同資料館は東京都東村山市の国立療養所多磨全生園内にある。同年2月（だったと思う）、ぼくは友人を誘って同企画展を訪れた（当時のことは「通信 NO.26」で報告した）。

その時に同館から頂戴したものが『いのちの芽』（国立ハンセン病資料館発行）であった。これは、1953年に刊行された三一書房版『いのちの芽』（大江満雄編 全国8つのハンセン病療養所から73人が参加して作った合同詩集）の復刻版で、限定数が来館者に先着順に無料で配布されたものである。幸運にも、ぼくもその恩恵に浴した者のひとりだったが、その後ページを開くことはあまりなく、ほとんど手つかずのままであった。詩人のおかれた境遇の厳しさ、内容の重さに対する過剰な先入観によるものであったかも知れない。

しかし、2年が経過して『いのちの芽』の復刻版が発行されたという事実を知ることとなった。岩波文庫判『いのちの芽』（1364円 2024年8月発行）である。装丁などは異なるが、内容はほぼハンセン病資料館のものと同じである。このことをきっかけに、改めて詩集を開いてみることにした。選び抜かれた言葉と、生（いのち）を直視するような表現は、隔離され、差別され続けた詩人たちだけでなく、「外の世界」の者たちも同等に共有すべき内実がある。

編者の大江満雄は、作者の「略歴」を示すことにこだわったという（同館学芸員 木村哲也「解説『いのちの芽』の復刊に寄せて」）。1953年、「らい予防法闘争」が始まっていたとはいえ、略歴を示すことは新たな差別につながる恐れさえある。しかし「名前も顔もある個人として接しよう」（同「解説」より）とした大江の気概と、それを受け入れた作者たちの覚悟のほどが伝わってくる。

今号と次号の通信にわたって、『いのちの芽』から各2編を紹介する。



瀬木比呂志著「絶望の裁判所」(講談社現代新書)を読む

◆はじめに

ぼくはこれまで本人訴訟で4本の訴訟を提起し、そのうちの一つは控訴審判決待ち、あと一つは地裁の審理が始まるという状況にあります。

初めて訴訟に取り組んだ時には、裁判官は証拠と法令に基づき適正に審理してくれるものだと思っておりました。しかしこちらの主張や証拠については、触れることもなく、判決文には納得いく説明もなく棄却となる件が続出しました。もちろん素人ゆえの理解の至らなさもあるのかも知れませんが、素人をも納得させられるような判決文でなかったことも事実です。これは控訴審、上告審でも同様でした。上告審は書面審査だけであり、判で押したような一片の通知でおしまいでした。

そのような経験を重ねるほどに、裁判所は市民・人民の申し立てを「諦めさせるシステム」なのではないかと思うようになりました。それでもいっぼうでは、「当たり」の裁判官によってまともな判決が得られるかもしれないという、淡い望みのようなものを抱いていたことも事実です。それは運を天に任せるようなものですが、だからこそ提訴したのであり、「下手な鉄砲も数うちゃ当たる」の心境でした。

◆例外はあれど

東大和市中央公民館で館長からチラシ配置を拒まれたため、行政不服審査請求をし、それが認められなかったことから損害賠償請求訴訟に持ち込んだ一件があります。一審敗訴を経て、なんと控訴審判決で実質勝訴の判決を得ました。訴状を含む原告提出文書や証拠を、左・右陪審を含む裁判長らがそれなりにきちんと受け止めてくれた結果であろうと評価できる内容でした。

この判決を受けて東大和市長は、損害賠償請求金額が1/10となったことから「一部敗訴」であると市議会で公的に見解を述べました。しかし本来であれば、当該行政処分(チラシ配置拒否)が違法であるとされたのですから、市の代表たる市長はこれを真摯に受け止め、被害者に謝罪し、担当者の処分、具体的な再発防止策の策定を図るべきでした。しかし上記のような認識しか持ちえない市長の下で、それは望むも愚かなことでした。

このように、まれにはまっとうな判決を得られることもあります。けれど基本的に裁判官という役人は、行政や検察に甘いため、住民の申し立ての多くは認められることはなく、刑事事件でいえば冤罪を生みやすい傾向にあるとは言えそうです。国の機構の中で、裁判所は本来の意味での独立した機能(憲法第76条3項)を果しているとは思えません。

◆書名に納得

個人的な受け止めは上記のようなものですから、ほぼあきらめの境地で裁判に臨んでいます。「宝くじを買うような」という比喻がピッタリです。まずは裁判という「おみくじ」を買わなければ、「当たり」を引くチャンスは永遠に訪れません(宝くじのほうが高確率が当たり、外れてもまだ救いが得られます)。そんな考えを持つ者にとって、この書名は無条件で同意できるものでした。

本書は「はしがき」からぼくの実感を裏付けるような言葉が飛び出します。

日本の裁判所、裁判官の関心は、端的に言えば、「事件処理」ということに尽きている。とにかく、早く、そつなく、「事件」を「処理」しさえすればそれでよいのだ。

また、権力や政治家や大企業も、これをよしとしている。庶民のどうでもいいような事件、紛争などともかく早く終わらせるにこしたことはなく、冤罪事件などいくらあっても別にどうということはなく、それよりも、全体としての秩序維持、社会防衛のほうが大切であり、また、司法が「大きな正義」などに深い関心を示すことは望ましくない、あるいは、そうなったら大変に都合が悪い。大国の権力や政治家や大企業は、おおむねそのように考えているに違いない。

そして、日本の裁判所は、そういう意味、つまり、「民を愚かに保ち続け、支配し続ける」という意味では、非常に、「模範的」な裁判所なのである。そして、まさにそのような意味合いにおいて、私は、日本の裁判所、裁判官、少なくともそのトップと、裁判官の多数派、マジョリティーとに、深く失望、絶望している。

つまり、日本の裁判所は、大局的にみれば、「国民、市民支配のための道具、装置」なのであり、また、そ

うした道具、装置としてみれば、きわめてよくできているのだ。(7頁8行~8頁4行 下線は引用者 以下同じ)

一つ付け加えれば、本書において、私は、前記のとおり、おそらく過去にあまり例のない包括的、徹底的な日本の裁判所、裁判官批判を行ったが、基本的には、個々の裁判官個人の心にひそむ人間性までをも否定するつもりはない。また、私は、現在でも、裁判官と呼ぶにふさわしい裁判官は日本にも 定の割合で存在すると考えている。さらに、高位の裁判官や本文で詳しく触れる最高裁判所事務総局系の裁判官の中にも、人間として評価するに足りる人物は存在するとも考えている。(9頁5~8行者)

本書の内容はこれに尽きます。しかも1979年から2012年まで東京地裁をはじめ最高裁などで裁判官(判事)を務めた当事者の話ですから実に説得力があります。そして、ぼくの実感とも完全に一致してしまうのです。

◆本文から

以下、本文からこれを補強するような記述を拾ってみます。

日本の裁判官が、実際にはその本質において裁判官というよりも官僚、役人でありながら、行政官僚よりは信頼されてきた大きな理由は、平均的な裁判官、中間層が、たとえ保守的であり、考え方や視野は狭くとも、少なくとも、日々誠実にこつこつと仕事をし、たとえば行政訴訟や憲法訴訟といった類型の事件を除いた日常的な事件に関する限りは、当事者の言い分にもそれなりに耳を傾けてきたからである。つまり、職人タイプの裁判官が日本の裁判の質を支えていたわけである。しかし、上層部の劣化、腐敗(その詳細については後に論じる)に伴い、そのような中間層も、疲労し、やる気を失い、あからさまな事大主義、事なかれ主義に陥っていったのである。

現在の裁判所の状況は、いわば、官僚、役人タイプが、かつての多数派であった職人タイプを圧倒し、駆逐した状況にあるとあってよい。言葉を換えれば、多数派、中間層の官僚化・役人化傾向が著しい。元々ごくわずかではあったがそれでも常に一定数存在していた学者タイプもほぼ跡を絶ち、少なくとも、私より後の世代では、学界にまで広く認められているような人はほとんどいない。」(38頁7行~39頁3行)

日本型キャリアシステムは、キャリアシステム全体の中でみても、その階層性、閉鎖性、中央集権性において際立ったものであり、構成員に熾烈な出世競争を行わせ、飴と鞭を使い分けてコントロールすることによって、裁判官たちから、その独立性を事実上ほぼ完全に近いといってもよいほどに奪い、制度に屈従する精神的奴隷と化しているのである。

たとえば、同じキャリアシステムでも、現在のドイツの裁判官制度が、ナチス時代に対する反省もあって徹底的に民主化され、弁護士の水準が低いことと相まって、裁判官がむしろ率先して正義の実現のための方向付けを行うような制度となっているのとは、全く異なる。むしろ、日本のキャリアシステムは、支配する機関が司法省から最高裁長官、最高裁判所事務総局に替わっただけで、戦前のシステムと本質的には変化していないのではないかと感じられるのである。(96頁2~12行)

日本の裁判官の裁判としてはかなり「思い切った」判断を行いうる場合は、以下のとおり非常に限られたものになってくる。

第一は、頂点、つまり最高裁判事に昇り詰めた人々である。しかし、この人たちの判断が、よくても体裁を繕った限界の大きいものである場合が多いのは、第2章で述べたとおりである。第二に、もう現在のポストから上には行かないが転勤もないと事実上決まった高裁の裁判長である。東京高裁に意外に果敢な判断が出るが多いのはこれが大きな理由である。第三に、何らかの理由によりやがて退官すると決意した裁判官の判断である。もっとも、これについては、そのような段階で裁判官が前記のような事件にめぐり合い、また、果敢な判断を行うだけの気力が残っていた場合ということになる。そして、これら以外のケースはかなりまれであるといつてよいだろう。(113頁11行~114頁4行)

日本の裁判所の組織は、これまでに論じてきたとおり本来民主的なものとはいえないが、戦後は、それなりに新しい方向が模索された時期もあり、一時は、リベラル派の裁判官が最高裁の多数派を占めたこともあった。

ところが、最高裁判決のリベラル化、ことに公務員の争議行為を刑罰から解放する方向の判決が出たことに大きな危機意識を抱いた自民党は、右翼的な考え方の持主である石田和外氏を最高裁長官に据えた。石田長官(任期は1969年から1973年まで)は、自民党の思惑どおり、当時の最高裁判所における多数派であったリベラル派を一掃する人事を行い、また、ブルーページを推進した。

そして、石田長官に始まる最高裁の右傾化、保守化を完成させたのが、この書物でも何度も名前が出ている矢口洪一長官である。

しかし、矢口体制(任期は1985年から1990年まで)が終わった後、こうした動きは一段落した。言い換えれば、その後約20年間の間に、裁判所には、いくらでも軌道修正の機会があった。しかし、そのような試みは何ら行われることなく、裁判員制度導入決定後はむしろ支配、統制が強化され、竹崎博允体制(任期は2008年から2014年まで)の下では、再び、一枚岩の最高裁支配、事務総局支配、上命下服、上意下達のシステムが、すっかり固められてしまった。

また、石田長官の時代以降に左派裁判官の排除に始まった広義の思想統制・異分子排除システムも、竹崎体制においてその完成をみたといつてよいと思われる。(115頁10～116頁11行)

ここで言う「レッドページ」ならぬ「ブルーページ」とは、最高裁長官石田長官が1970年代において立法や行政に対する司法の独立を訴えていた「青年法律家協会(青法協)」の裁判官を排除したことです。

法理論というものは、純理にとどまらない結論正当化のための理屈という性格を必ずいくぶんかは含んでいる。社会・人文科学の科学性に限界があるのはこうしたことが一つの理由なのだが、人々の行動を規整する規範を研究する学問である法学については、ことにこの限界が大きい(実は、これは、法学者の多数派もあまりよく認識していない、あるいは認めがたらない事柄である)。悪い法理論は、最初に結論を決めてそれを正当化するために構築されていることが多い。いわゆる「初めに結論ありき」の議論なのだが、法理論については、難解な用語を用い、かつ、巧妙に組み立てられていることから、意外にも、法律の素人である一般市民をあざむくためには結構効果的なのだ。そのような法理論の欠陥を見抜くには、それを正確かつ簡潔に要約するとともに、日常的な言葉に翻訳してみるのが大切である。(121頁6行～15行)

◆司法改革のために

著者瀬木比呂志氏は、これら裁判所の抱える問題の根底には最高裁長官をトップとする階層構造(ヒエラルキー)があると指摘し、これを成り立たせている日本型キャリアシステムの改革が必要であると説きます。著者は219頁以降で司法制度改革のためとして、具体的な提言をしています。その一つが法曹一元制度の実現、そして最高裁事務総局体制の解体です。どちらも、(特に後者は)簡単には実現しない課題であろうと素人でもわかります。

「法曹一元化」の実態とその効果については理解半分ですが、個人的には法曹界に「自由と平等」が必要なことは共鳴できます。これは司法に限らず、学問・芸術・教育など、どの分野においても言えることだと思います。

しかし、ここまで本書を読んできた者にとって、その提言の妥当性はともかく、可能性については悲しくも懐疑的にならざるを得ません。著者も本書の締めくくりとして記したもののようであり、この提言には10数ページ程度しか割かれていません。

司法改革は、それ単独でできるようなものではなく、政権交代を伴ってこそ成しえるものである。それは「ぬるま湯」的な入れ替えではなく、やけどするくらい徹底したものでなければすぐに骨抜きになってしまいます。

司法改革については書名と同様に「絶望的」ですが、本書を一読されることをお勧めします。司法への誤った認識、幻想を持たないことが何よりも大切だと考えるからです。

◆付記

『絶望の裁判所』（2014年刊）には姉妹書というべき2冊の新書があります。どちらも講談社現代新書として出ている『ニッポンの裁判』（2015年刊）と『民事訴訟入門』（2019年刊）です（3部作として刊行されているわけではなく、ぼくが勝手にそう判断しているだけです。念のため）。

『絶望の裁判所』が告発の書であるとすれば、『ニッポンの裁判』は解説書、『民事訴訟入門』は手引書と言ってもいいでしょう。『ニッポン……』では「第7章 株式会社シャスティスの悲惨な現状」（とりわけ244～247頁「あなたはそれでも株式会社シャスティスに入社しますか？」）が「大向こうをうならせる」ような諧謔にあふれています。

『民事訴訟……』は裁判官から見た訴訟の実際について、具体例を交えて書かれています。本人訴訟に取り組んでいるぼくのような者にとっても参考になり、自省すべき点も示されています。

瀬木氏はほかにも本格的な法律書も出していて、それなりの評価を得ている方のようなようです。しかし、そもそもキャリアシステムによって支えられた最高裁長官をトップとするヒエラルキーにある『絶望の裁判所』への手引書を執筆することの矛盾は感じなかったのでしょうか。

それでいて、次のような指摘もしているのです。「『訴訟は多いほどよい』という安易で不正確なタテマエ論には釘を刺しておきたい」としてスラップ訴訟を取り上げたのちの次のような指摘は、その内容の当否は措くとして、ぼくにとって強い違和感を感じる内容でした。

また、原告本人は正しいと思っている（そのような幻想を作ってそこにはまり込んでいる）かもしれないが、被告にとっては迷惑千万であり、また、社会のためにもならない（裁判所という公的資源の無駄遣い）というものも一定程度存在する。（「その訴えは、果たして適切なものか？」63頁より）

「裁判所という公的資源の無駄遣い」といういい方にも傲慢なものを感じますが、元裁判官で学者（明治大学教授）という立ち位置と、ぼくのようにたとえ敗訴してでも、（とりわけ、企業や行政を被告として）まずは提訴することに第一の意義を見出している者との違いなのかもしれません。

コラム「天災と人災」

昔の人々は世の中で怖いものの代表とそのランクを「地震・雷・火事・おやし」と言っていました。私も幼児の頃はその言葉を「なるほど、そうだな」と疑問を持たずに聞いていました。確かに、地震や雷は天災でその発生を人間がコントロールできません。後の火事とおやし(の仕置き)は自分が注意・工夫をすれば事前に防ぐことができる人災です。即ち、怖さにおいては「天災」が「人災」よりも上という感覚があったと思います。しかし、科学・技術が発達した現代においては、それが成り立たなくなりました。

例えば、戦争と原発の事故です。これらは明らかに人災ですが、その被害の程度は地震や雷、あるいは台風などの天災より桁違いに大きいのです。そして、戦争で飛んで来るミサイルの被害を防ぐことは不可能です。原発事故で漏れ出した放射能には逃げるしかないのです。原発事故では放射能汚染した環境を元のきれいな環境に戻す手段を私たちは持っていないので故郷を失うことになるのです。戦争が起き、その中で原発が破壊されるという事故が起きたら、私たちは命と暮らしと故郷を同時に失う人類史上最悪の被害を受けることになります。

しかし、幸いなことにこれは「人災」なのです。ですから、このような被害が起きないように事前に防ぐことが可能なのです。戦争は「非武装」で、原発事故は「再稼働不可」という政策を採用すればともに防ぐことができるのです。このような政策を採用する政府をつくろうではありませんか。

（小倉志郎）

※「コスタリカに学ぶ会」世話人であり、反原発活動家の小倉志郎さんがネットに公開しているコラムをご了解を得て転記させていただいたものです。一部改行等の修正をしました。

海老原宏美基金のつとめ〈第2回〉 「“あたり前”をとほぐす～すべての人の学校を考える～」に参加して

【「代用教員」として】

今では「特別支援学校」（ぼくにとっては、「養護学校」と呼ぶほうがなじみが深いので、以下これを使う場合もあります。）という学校に昔務めていました。同校は体や知的に障害のある子供たちが学ぶための学校です。ぼくは中学校と高校の国語の教員資格しか持っていませんでしたので、障害児教育に関しては無資格です。

その頃は、障害児のための学校と言えば盲・ろう学校が中心で、1979年の養護学校義務化【※】を控えて、いわゆる身体障害者と知的障害者のための学校として養護学校があちこちに設立されていた時期でした。したがって、ほとんどがぼくのように通常の学校の教員資格で障害児教育に携わるといのが実情でした。そもそも障害児教育の資格を持つ教員そのものが少なかった（そのような教員を供給できる学校が限られていた）というところに原因があります。ですから（東京都でいえば）都立の養護学校長の裁量によって、通常学校の教員資格を持つものを代理として任用していたということです。いわば「代用教員」であり、養護学校の先生はほとんどすべてが「代用教員」だらけだったということです（このことは、常識的には否定的にとらえられがちですが、ぼくは必ずしも、そのようには思いません）。

多くは3年間の任用期間を経て通常の学校に異動するのですが、ぼくのようにずっと養護学校に居続ける者も少なくはありませんでした。

ともかく障害児教育の専門職と言われる者がほとんどいないのですから、一般的に言えば、一日でも早く教育現場に入って経験を積んだ者のほうが知識も実践も豊かになるのは当然です。ぼくも先輩教員の見よう見まねと、自分なりに知識を仕入れたり、時には他所での実践報告会や研究会に参加したりして、日々の活動にあたりました。

【※】養護学校義務化とは、障害児は養護学校に通わなければならないという別学義務を定めたものではない。それまで、子どもの障害を理由に保護者が普通教育を受けさせる義務（教育基本法第5条）を免除・猶予（学校教育法第18条）されていたところ、養護学校が整備されたことによって実態的に義務化されたということである。

【別学体制の中で】

養護学校が次々と設立されたその頃は、障害のある者はその障害に応じた学校で学ぶべきという、別学体制が進められていた時期でもあります。それまで視覚障害児は盲学校で、聴覚障害児はろう学校でという事実上の別学体制が人々の意識の中で形成されていたことも、これに拍車をかけた面もあろうかと思えます。

一方で、別学体制に対する反対運動もありました。同じ地域に住む他の子どもたちと同じ学校に行きたいという障害を持った子どもたちの当然の願いから発したものです。それは障害の実態に応じた教育環境で学ぶべきとする教育行政、時には教育現場との対立にまで及びました。障害児教育における発達保障論という考え方（滋賀県の障害者施設「近江学園」の実践から生まれたものであり、それ自体は意義ある論であったとは思いますが）が、残念ながら別学体制に一定の思想的根拠を与えてしまったという側面も指摘しておかなければなりません。また、社会（教育環境）防衛的な発想も一般市民（保護者）にあった（今でも克服されたとはいえない）という面も否定できないでしょう。

この時代には都立八王子養護学校で注目すべき実践が行われたことも忘れてはなりません（関連する内容は「通信 NO.37」にも書きました）。養護学校という別学体制を支える立場にあって、民間教育運動の成果を取り入れ、どんな重度の障害児も受け入れるという姿勢に転じ（それまでは軽度の知的障害児中心であった）、さらに進んで地域の学校に還流させるという地点まで歩を進めることとなりました。いわゆる「共生・共育」の着想です。これは今でいう「インクルーシブ教育」に重なる思想です。しかし当時は障害児教育の本流となることはかなわず、時には「過激」と受け取られる面もあったようです。同じ養護学校に身を置くものとして、八王子養護学校の実践は

いつも意識の片隅にありました。そして考え方には共鳴しながらも、必ずしも同調するまでには至りませんでした。1960年代後半から70年代にかけては「革新都政」の時期であったことも、押さえておくべき事実です。

【「つどい」における2人の話から】

自身の背景の説明が長くなってしまいました。当日は、「基金」の支援を得ての実践中間報告と、話題提供者（宮澤弘道さん・保坂堅一さん）から、ご自身の体験を交えたお話、そしてコーディネーター（別な呼び方をしていましたが、失念）を含めた5~6名ぐらいのグループに分かれ、それぞれの思いをミーティング形式で出し合うというワークショップの3本建てでした。

ここでは、基金による実践報告については割愛します。

保坂さんは、中学校にはほとんど登校することはなかった、いわゆる「不登校」体験者です。高校生になってからは様々な学びの場を経て、現在は星槎大学で学びつつ、同校の系列である星槎国際高校で職員として勤務しています。不登校であったことなど全く感じさせない保坂さんのお話は、世の常識からすれば絶対的な基準である学校教育というものが、たやすく相対的なものになりうることを示す事例でした。もちろん本人の強い興味と関心というベクトルと、それに適した場の出会いということがあれば、です。保坂さんの場合はそれがドローン、あるいはIT技術（すみません、はっきり記憶していないのです）であり、それを礎に社会的な根を広げていったということのようです。

宮澤さんは現役の公立小学校教員であり、その存在と実践は人づてに聞いてはいました。ただしお会いしたのは初めてです。ご自身のお子さんの退院で遅れての登場でしたが、お話にはインパクトがありました。

宮澤さんは2つのエピソードを話されました。ひとつは電車内での出来事。情緒不安定な子供が車内で騒ぎ出し、それを見とがめた男性が苦言を呈したそうです。親子が下車したのちに宮澤さんが事情を説明したところ、それがわかるようになってくれれば自分も苦言を呈することはなかったと言い訳したとのこと。「そうじゃないんだよな」と宮澤さんは思ったそうです。ぼくもそう思います。まさに想像力の欠如です。

もう一つはご自分のクラスでの出来事です。やはり情緒不安定の子どもがいて、授業中暴れだすこともあり、そのたびに別室（主には校長室）に連れ出し、気分が落ち着いてから教室に戻すということを繰り返していたそうです。他の子どもたちのその子に対する受容は、必ずしも芳しいものではなかったようです。そこで宮澤さんはその子を連れ出すのをやめたそうです。教室の雰囲気は転換したのはそれからです。宮澤さんは気づきました。どこかで「その子がいなければ……」という雰囲気を自身が発していたことを。ぼくは八王子養護の実践など、いくつかの統合教育の（失敗例も含む）実践を連想していました。

宮澤さんは学校で対話が成り立たないことが背景にあると指摘していました。教員と子ども、教員同士、教員と保護者との間です。現象的には確かにそうですが、根本的には、学校に本当の自由がないことが原因ではないかと思っています。しかも当事者は自分たちに自由がないなどは少しも考えていない。そのことにこそ問題の根があるとぼくは考えています。

【「ワークショップ」から】

ぼくたちのグループはコーディネーターを含め5名。車いすの女性が2人、うちひとりにはコーディネーター、もうひとりには他市（東大和市以外のという意味）の市役所勤務。その人は自分が障害者であることを常には意識することはないが、それでも、いつの間にか引き下がってしまっている自分に気づくことがあると語っていました。目に見えない抑圧がある、それを跳ねのけようとすれば人間関係がぎすぎすしたものになってしまうので自己規制してしまうということ、現役ではない自分にもわかることです。先に述べた「自覚のない不自由」とも関連しますが、気づきがあることが救いです。見えにくい「障害者差別」と言えるでしょう。

ダウン症のお子さんを持つお母さんがいらっしゃいました。ご自分のお子さんを、本人の希望もあって地元の小・中学校に通わせたが、高校は知的障害のある生徒を対象とする特別支援学校高等部に行かせることになったそ

うです。そのことに関連して話題になったのですが、特別支援学校高等部卒業では大学入学資格がないとのこと。「えっ、そうなんですか？」と思わず聞いてしまいました。同じグループにいた方が先の保坂さんの出身校である星槎国際高校の教員であり、保坂さんの元担任、しかも同僚である方だったので解説してくださいました。肢体不自由児者を対象とする特別支援学校であれば大学入学資格はあるが、知的障害児者の高等部では資格が得られないとのこと。もし本当だとすればそれは差別であり、放置できない事態です。

【大学入学資格について】

ぼくは養護学校の教員時代、高等部を担当したことがなかったので進路のことなど全く関心も知識もありませんでした。家に帰ってからいろいろと調べてみました。最終的には文科省にまで電話して確かめました。以下分かったことです。

結論からいえばそんなことはなく、特別支援学校高等部卒業生には知的であろうと肢体であろうと大学の入学資格はあるということです。

学校教育法には次のようにあります。

第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

つまり、特別支援学校は通常の学校に「準ずる教育」を行うところであるということです。問題は「準ずる教育」であることが大学入学資格の妨げになるかどうかということです。

大学入学資格については、学校教育法上では次のように定めがあります。

第 90 条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者【以下略】

ここで問題になるのが「通常の過程」に特別支援学校が含まれるか否かということになります。この条文だけでは、それは分かりません。

文科省の HP を見ると次のように記されています。

大学入学資格について

大学（短期大学を含む。大学院を除く。）の入学資格は以下のいずれかに該当する方に認められます。

（2024 年 6 月時点）

高等学校又は中等教育学校を卒業した者（法第 90 条第 1 項）

特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者（法第 90 条第 1 項）

どちらも第 91 条第 1 項を指摘しているだけで、これだけではよくわかりません。文科省に電話して確認したところ、上記の事実に間違いはないようです。件のお母さんと星槎国際高校の先生はなにか勘違いしていたか、法の運用自体に改定がなされたといふことなのかもしれません。

ただしこれは「入学資格がある」ということであって、大学ごとの入試や、場合によっては「共通テスト」という関門があるので、知的障害者にとっては圧倒的に不利です。私立大学であれば特別な能力があれば入学が可能な場合もあるかもしれませんが、そこまで具体的には調べていません。

【高校入学資格について】

ちなみに、高等学校については学校教育法に次のような定めがあります。

第 57 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

つまり、特別支援学校の中学部を卒業していれば入学資格はあるということが、大学よりも明確に示されています。

す。しかしやはり、ここでも入学試験があることに変わりはありません。ただし、単位制高校、通信高校、定時制高校などを選べば入学できる可能性は広がります。また、星槎国際高校のような私立校も選択肢として考えられます。知的障害者にとって、大学ほどには狭き門ではなさそうです。

2015年6月に制定された障害者差別禁止法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の「合理的配慮」に倣って公私立大学及び高校は、知的障害者を含めた障害者に対し、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」（同法第7条）のではないのでしょうか。これを単なる飾りに終わらせてはなりません。

第三者委員会

中居正広の性加害に関して、フジテレビは第三者委員会を立ち上げて会社の関与について調査させるという。中居氏に関しては示談が成立していようといまいと、事実であるならば、メディアからは自主的に引退すべきである。CM放映の撤退など些末なことではない。

フジテレビという企業がこれに関与しているか否かについては、まず社内での真摯な内部調査が行われなければならない。その上で事実であれば、直接の関係者と代表の処分、そして事実の公表をすればよい。仮に事実でないとするればそのことを徹底的に主張すればいいだろう。結果として事実の確認が明確にならなかった場合には、第三者委員会の立ち上げという選択肢ももちろんあり得るだろう。しかしこれを一切スルーして第三者委員会に丸投げすることに違和感を覚える。そもそも第三者委員会と言っても、依頼するのも経費負担も当該企業であり、本当に透明性が確保されるのか疑問である。

これと同じことが自治体の住民監査委員会や行政不服審査会などでも言える。中立機関を装ってはいるが、監査委員の任命権者は（議会の同意を経てだが、）自治体首長であり、（東大和市に限って言えば）地元会計事務所の会計士と市議となっている。また、不服審査会の長（審査庁の代表）は市長又は教育長である。これらはある意味で利益相反と言えるのではないか。

(2025.1.20 フェイスブックより <https://www.facebook.com/en01949kys/>)

サンホセの会 2月定例会

【日時】2月16日(日)

午後1時30分～3時30分

【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】2025 平和市民のつどいに関してなど。

詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は2月14日(金)までにご連絡ください。

東大和市弁護士成功報酬違法支出事件 住民訴訟 控訴審判決言い渡し

【日時】2月27日(木) 午後1時25分

【場所】東京高裁 812号法廷

【集合】同法廷控室午後1時15分

【最寄駅】東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線
「霞ヶ関駅」下車徒歩1分

音声データ消去事件 損害賠償請求訴訟 第1回口頭弁論

【日時】2025年2月28日(金) 午後1時30分

【場所】東京地裁立川支部 408号法廷

【集合】4階法廷控室午後1時20分

【最寄駅】多摩都市モノレール高松駅下車徒歩5分



「自由と人権」は公民館登録団体です。基本的人権や市民的な自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までご連絡ください。